

第1条 (政策運営室)

株式会社 Daisy (以下、「当社」) に、保守 SNS (以下、「当システム」) の政策運営室を設置する。

第2条 (参政権)

当社は、政策運営室への入会権 (以下、「参政権」) を複数発行し、販売する。

1. 参政権の保有者 (以下、「参政メンバー」) は政策運営室において次の権利を有する。
 - A. 政策に関する草案の提出
 - B. 他の参政メンバーが提出した全草案の閲覧およびコメントの実施
 - C. 電子投票による政策の決議および当社への履行命令 (第3条乃至第5条で規定)
 - D. 再販の実施 (第6条で規定)
2. 参政権の有効期限は原則として無期限とする。ただし、第7条に既定する禁止行為を行った場合は例外とする。
3. 参政権は参政メンバー一名あたり複数口保有することが可能である。

第3条 (政策の施行)

当社は、政策運営室で合意された政策の実現可能性の調査、および、実現可能な合意された政策の施行に対して責務を負う。

1. 当社による政策の施行は次の方法で実施する。
 - A. 実現可能な政策は、定められた期限で当社が施行する。
 - B. 実現不可能な政策は、参政メンバーに差し戻し、修正を依頼する。
2. 当社の役員会は、投票による合意の確定から3週間以内に政策の実現可能性を評価し、その可否を参政メンバー全員へと報告しなければならない。

第4条 (合意)

参政メンバーの投票により半分以上の賛同が得られた草案を「合意された政策」という。

第5条 (電子投票)

1. 参政メンバーは提出された草案に対し、電子的な方法 (いいねボタンおよび数字ボタンの押下) により投票を実施することができる。
2. 投票可能な票数は、草案と参政メンバーの組み合わせに対して一票のみとする。すなわち、一名の参政メンバーが二口以上の参政権を保有する場合、投票権として機能する参政権は最初に購入した一口のみであり、二口目以降の参政権に投票権は付与されない。

第6条 （再販）

当社は、参政メンバーによる参政権の権利移転・再販規定を令和3年4月31日までに確定し、参政メンバーに対して周知するものとする。

第7条 （禁止行為）

以下に規定する禁止行為を行った参政メンバーは、事前の通知なく参政権を喪失し、当社は補償について一切の責務を負わないものとする。

1. 他の参政メンバーへの誹謗中傷およびハラスメント
2. 当社の許可を得ていない、第三者への参政権の貸与および譲渡。たとえば、第三者へシステムの利用資格（メールアドレス・パスワード）を貸し出す行為など
3. 政策運営室の情報の第三者への漏洩、および、知り得た情報の第三者事業への流用
4. 当システムと類似した第三者事業の宣伝・勧誘行為
5. その他、当社および当システムの社会的信用を毀損する行為

附則

1. この規則は、令和3年1月6日から施行する

以上